

滋賀県污水处理施設整備構想の見直し（骨子案）について

1 背景・目的

污水处理施設整備構想は、污水处理施設の効率的な整備・運営管理のため、3 省連名の通知に基づき、国が定めるマニュアルに沿って策定するもので、本県では平成 10 年度に策定して以降、社会情勢の変化等に伴いこれまで 2 回（H22, H28）の見直しを行ってきた。

現在は、滋賀県污水处理施設整備構想 2016 に基づき污水处理施設の整備を進めているが、県全体が人口減少局面に入るなどの社会情勢の変化や計画値との乖離等が出てきたため、それらを踏まえ持続可能な運営を行っていくため現構想の見直しを行う。

具体的な作業としては、各種污水处理施設の最終的な整備区域等を市町において定め、県で取りまとめるもの。

2 作業スケジュール

令和 5 年度から見直しに着手しており、令和 7 年度末に改定・公表する予定。

【令和 5 年度の対応】

- ・ 11 月 13 日 下水道審議会（諮問）
- ・ 1 月 29 日 下水道審議会基本計画部会にて見直しの基本方針を審議
- ・ 3 月 13 日 構想見直しガイドライン策定および市町向け説明会開催

【令和 6 年度の対応】

- ・ 7 月 下水道協議会へ報告
- ・ 10 月 市町の見直し作業に伴う個別ヒアリングの実施、市町調書のとりまとめ
下水道審議会基本計画部会にて中間報告（骨子案提示）
- ・ 3 月 常任委員会へ報告（骨子案提示）

【令和 7 年度の対応】

- ・ 7 月 下水道審議会基本計画部会にて素案の審議、下水道協議会へ報告
- ・ 10 月 常任委員会へ報告（素案提示）、下水道審議会（答申）
- ・ 12 月～1 月 パブコメの実施、常任委員会（新構想案提示）
- ・ 3 月 改定・公表

滋賀県汚水処理施設整備構想2026（骨子案）【概要版】

概 要

①汚水処理施設整備構想とは

国交省、農水省、環境省の3省連名の通知(H7.12.19)に基づき、全都道府県で策定するものであり、下水道、農業集落排水施設、合併浄化槽等の汚水処理施設の効率的な整備・運営管理のため、各種汚水処理施設の最終的な整備区域等を市町において定め、県でとりまとめるもの。

②現状と見直しの必要性

【滋賀県の汚水処理状況(令和4年度時点)】

- ・汚水処理人口普及率 99.1%(全国2位)
- ・下水道普及率 92.5%
- ・下水道整備率 69.6%
- ・汚水処理施設の老朽化が進行

【見直しの必要性】

- ・社会情勢の変化
(人口減少、企業誘致 等)
- ・計画値との乖離
(老朽化による更新需要の拡大 等)

③構成および目標年次

都道府県構想(滋賀県汚水処理施設整備構想)

各種汚水処理施設(下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽等)の最終的な整備区域の設定

整備・運営管理手法を定めた整備計画

- ・持続可能な運営を行うため、長期的(20～30年)な観点での整備・運営管理に関する計画
✓集落排水施設の老朽化対策として下水道への統合
✓屎処理のあり方

滋賀県汚水処理事業広域化・共同化計画

- ・早期に汚水処理施設整備を概ね完了させる10年の計画【アクションプラン】

- ・基準年(現況) 令和4年度
 - ・中間目標(アクションプラン) 策定から10年後の令和17年度
 - ・長期目標 整備の完了年度(100%)である令和27年度
- ※滋賀県汚水処理事業広域化・共同化計画(R4.12.1策定)の見直しを含む

見直しのポイント

①下水道計画区域の精査

未普及地域や人口減少が進む地域を対象に下水道区域の精査を行い、合併浄化槽区域への転換を検討する。

②人口フレームの設定

各市町において最新の将来人口予測をベースとし、目標年次の将来人口を設定する。

③開発計画の確認

企業誘致等に関する施策や既存の事業所への調査等を踏まえ、開発計画に必要な区域と発生汚水量を確認する。

④集落排水施設および単独公共下水道の老朽化対策と流域下水道への統合検討

⑤屎処理の在り方および屎処理施設の老朽化対策と流域下水道への統合検討

老朽化が進行する各汚水処理施設の更新費・維持管理費の削減や効率的な運営管理のため、施設の統廃合を検討する。⇒広域化・共同化計画もあわせて見直し

見直し結果

①汚水処理形態別人口と普及率

- ◆令和5年12月に公表された国立社会保障・人口問題研究所の推計人口を基本とし、各市町で地域ごとの将来人口を見直した結果、市町別人口の合計値は、令和4年度の住民基本台帳人口と比較して、令和17年度で4.1%減、令和27年度で9.5%減となった。
- ◆最終的な整備手法は、老朽化する集落排水の流域下水道への統合等により、現構想に比べ下水道の割合が0.8ポイントの増加、農業集落排水施設は0.3ポイントの減少、合併浄化槽は0.4ポイントの減少となった。
- ◆地域毎の人口動態等を踏まえ下水道計画区域の精査を行った結果、下水道区域から合併浄化槽区域への大きな転換はなかった。
- ◆複数の市町において、将来の開発用地として下水道区域を拡大する地域があった。

項目	関係市町数	汚水処理形態別人口				汚水処理形態別人口普及率			
		新構想 R4年度(基準年) (人)	新構想 R17年度(AP) (人)	新構想 R27年度(最終) (人)	現構想 R27年度(最終) (人)	基準年 R4年度(基準年) (%)	新構想 R17年度(AP) (%)	新構想 R27年度(最終) (%)	現構想 R27年度(最終) (%)
下水道	流域関連公共下水道	19	1,184,726	1,181,662	1,143,730	1,134,588	84.0	87.3	89.6
	単独公共下水道	4	120,961	120,584	116,440	114,188	8.6	8.9	9.1
	計	19	1,305,687	1,302,246	1,260,170	1,248,776	92.5	96.2	98.7
農業集落排水	12	59,261	22,239	7,769	12,106	4.2	1.6	0.6	0.9
林業集落排水	1	39	29	26	28	0.0	0.0	0.0	0.0
小規模集合排水	1	19	14	14	19	0.0	0.0	0.0	0.0
合併浄化槽	19	34,163	24,207	8,445	14,071	2.4	1.8	0.7	1.1
汚水処理人口 計	19	1,399,169	1,348,735	1,276,424	1,275,000	99.1	99.7	100.0	100.0
その他	16	12,020	4,491	0	0	0.9	0.3	0.0	0.0
合計	19	1,411,189	1,353,226	1,276,424	1,275,000	100.0	100.0	100.0	100.0

注)AP:アクションプラン

②集落排水施設および単独公共下水道の統廃合

- ◆老朽化が進行している農業集落排水施設の統廃合については、施設ごとに改築更新に必要な費用と流域下水道への統合に必要な費用、維持管理費の経済比較を踏まえ、総合的に検討を行った。その結果、令和5年度から令和27年度までに113の農業集落排水施設を段階的に流域下水道へ統合することとなった。⇒広域化・共同化計画もあわせて見直し
- ◆単独公共下水道事業は全て継続するが、発生汚水量や改築更新等の動向を踏まえ、統廃合については継続的に検討することとなった。

整備手法	実 績 R4年度			現構想 R27年度		新構想 R27年度	
	下水道区域内		下水道区域外	下水道区域内	下水道区域外	下水道区域内	下水道区域外
	統合済	統合予定					
流域下水道	—	—	—	4	—	4	—
単独公共下水道	—	—	—	5	—	5	—
農業集落排水施設	55	106	55※1	161※2	54	113※3	48
林業集落排水施設	0	0	1	0	1	0	1
小規模集合排水施設	0	0	1	0	1	0	1
排水施設 計	55	106	57	161	56	113	50

※1 現構想の策定後に集落排水施設が1箇所新設されたため、現構想の下水道区域外と一致しない

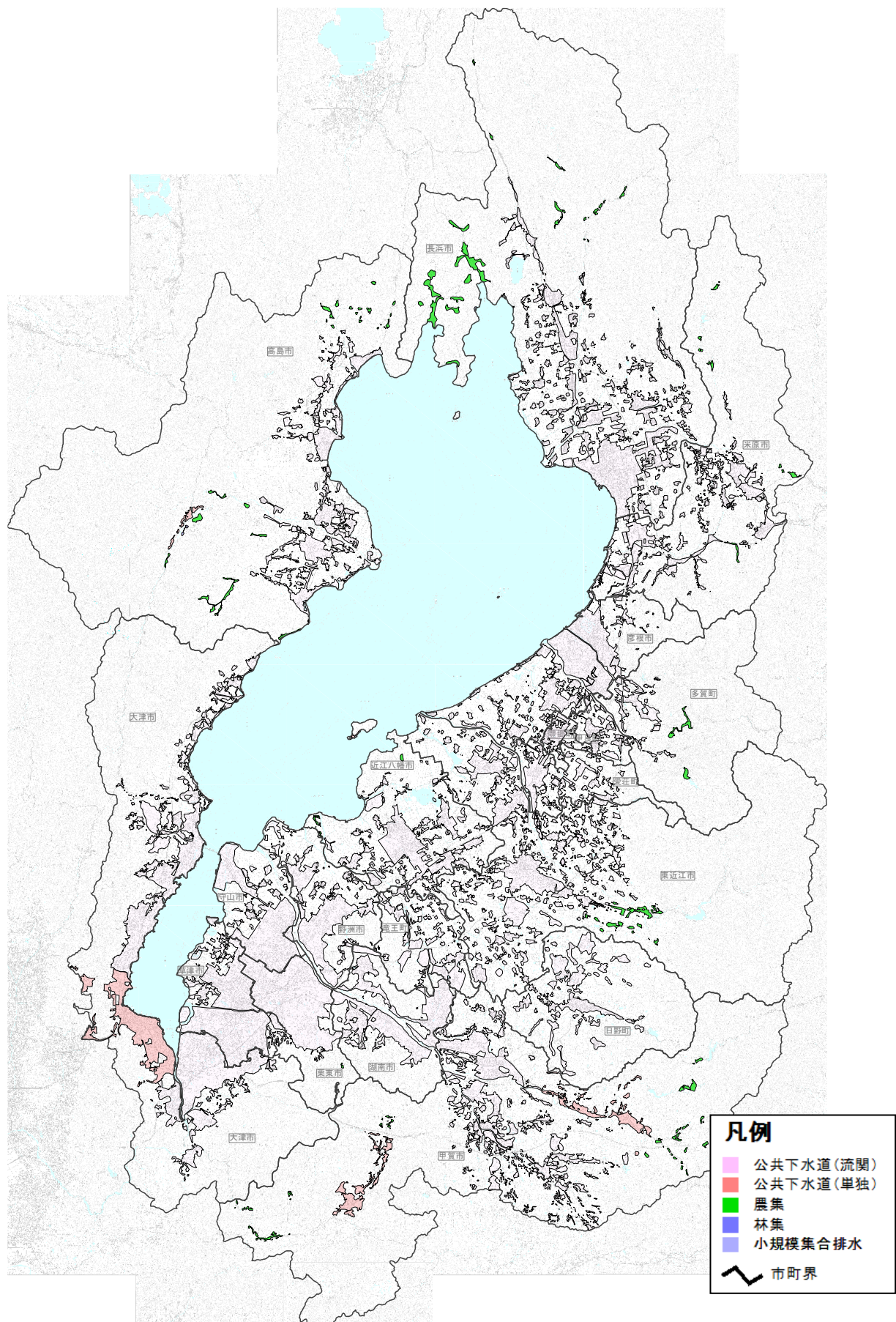
※2 現構想の基準年(H26)における下水道区域内(統合予定)の排水施設数

※3 新構想の基準年(R4)における下水道区域内(統合予定)の排水施設数

③屎処理および浄化槽事業と下水道の連携

- ◆将来人口の減少や下水道整備に伴う汚水処理人口の変化等により屎や浄化槽汚泥の発生量は今後減少することから、屎処理場の整備時期や下水道施設の能力、周辺環境等を考慮した上で、屎および浄化槽汚泥を流域下水道へ投入することについて市町の意向を確認した。その結果、3つの屎処理場が流域下水道へ投入する意向があり、今後、慎重に検討を進めることとなった。

現滋賀県污水处理施設整備構想図（令和 27 年度（最終の污水处理整備区域））



※非着色地域は、合併処理浄化槽での整備を行う区域、または現時点において污水处理施設整備計画がない区域